



太田川森林組合情報誌

林 友

平成20年3月31日

第 1 号

太田川森林組合

〒731-3664 安芸太田町大字上殿261番地
TEL0826-28-2244 FAX 0826-28-2041
e-mail otagawa@mocha.ocn.ne.jp

***** ごあいさつ *****

此の度、鏝津前組合長が一身上の都合でご退任されることになり、はからずも後任組合長として引き継ぐことになりました。温井の佐々木正清でございます。

鏝津組合長は合併当初から通算十七年間に亘り、太田川森林組合発展のため、ご尽力下さり立派な組合としてお育て頂いた事に敬意と感謝を申し上げます次第でございます。

不肖私は、もとより浅学非才の身ではございますが、引き受けました以上、組合員各位のご期待に添うべく不撓不屈の精神で努力して参りたいと心に誓っております。

そもそも組合は誰のものか、又誰のために何を為すべきか、充分承知いたしている積りではございますが、ご承知頂きます様に、林業を取り巻く環境は誠に厳しい現状にあり、役職員と組合員が一体となり、模索し、行動すれば必ずや、道は開けてくるものと信じております。

その為に、私は次のことを実行して参りたいと思っております。

1. 職員は、組合員各位の番頭であるという精神教育（自覚）を施し、期待され、信頼される職員像をつくっていくこと。

1. 日曜、休日を返上して、職員一人は必ず出勤して組合員の要望に添えていくこと。

1. 働く者が働きがいのある職場であることを念頭に、要求すべきは要求し、お互いが理解を深め安心して働ける職場を築いていくこと。

1. 組合の現状は誠に厳しいものがありますが、働く者が報われる組合に構築、その為には組合員各位のご指導、ご支援が最も大きな要素であることを、ご認識いただきたいと思います。

同時に、役員各位も、それに添える用意と、ご理解を頂いているところであります。

1. 組合長が非常勤であるが故に、代表理事専務と参事制を採用させていただき、組合の円滑な運営を計っていくこと。

就任に際し、以上五項目を基本姿勢として、ご報告し、お願いする次第でございます。

仏作って魂入れず・・・と申されますように、物事は肝心の部分が抜けていては、何にもならないということだと思っております。

組合員の為の組合という事を、基本理念として、自然と共生出来得る組合、社会を合言葉に精進、努力して参りたいと念じております。

組合員各位におかれましても、組合は皆さんの出店でございます、度々お立ち寄り下さり、ご指導、ご鞭撻くだされば幸甚に存じます。

平成二十年三月

代表理事組合長 佐々木 正 清

あなたの森林は荒れていませんか

燃料を山に依存し、農業と林業が密接な関係であったときは、自然のうちに森林の手入れが行われていましたが、現在では山が遠くなりつつあり、せっかく植林したのに後の手入れ不足のため荒れている山林が多く見うけられるようになりました。

人工的に植林した樹木は野菜と同じで手入れを怠ると立派な樹木にならないとともに、林床の裸地化が進み土地がやせるばかりでなく、最悪の場合崩壊を起こすことがあります。

組合員の皆様、今一度自分の森林の状態を把握され手入れをしていただきたいと思います。

補助金制度により行える作業は次のとおりです。

- ①下刈…植栽後5ヶ年もしくは5回
- ②除伐…植栽後11年～15年までに1回 ③除伐（4令級）…植栽後16年～20年までに1回
- ④雪起…1年～15年
- ⑤枝打…植栽後11年～30年 2m・4m（補助金枠が少ないため協議の上、可能）
- ⑥間伐…植栽後16年～35年 1回～2回 5年以上の間隔が必要です。
- ⑦機能増進保育…植栽後36年～60年 枝打本数 ha 500本

事業を行う場合の注意事項

除伐…雑草の刈高は出来るだけ低く、植栽木の10%は伐倒すること。

枝打…不良木は枝打しないこと。2年間の間隔をとること。ビールピンの太さが目安です。

間伐…間伐率は20%となっていますが、山によって異なりますので過密の場合は思い切った間伐が必要です。（間伐率30%も場合によっては対象になります）

各補助金及び負担金の目安

HA 当り

事業名	補助金	個人負担金 (山毎で異なる)
下刈 灌木の伐倒	85,000	8,000 ～ 15,000
除伐 灌木の伐倒 植栽木の10%伐倒	116,000	40,000 ～ 80,000
枝打 成立本数1,500本 2m打	114,000	40,000 ～ 60,000
枝打 成立本数1,500本 4m打	162,000	40,000 ～ 80,000
間伐 20%以上間伐	174,000	20,000 ～ 30,000
機能増進保育A（間伐）	244,000	15,000 ～ 30,000
機能増進保育B（間伐、枝打高6m、8m打）	324,000	20,000 ～ 50,000
機能増進保育C（搬出）	335,000	搬出、立木代金を個人へ払う
機能増進保育D（搬出、枝打高6m、8m打）	442,000	搬出、立木代金を個人へ払う



生き生き元気に森づくり



ひろしまの森づくり事業

ひろしまの森づくり県民税
(500円/人)を活かした事業

環境貢献林整備事業

植林された山を元気にしよう

人工林(スギ・ヒノキ)15年以上手入れされていない森林の間伐、簡易作業路
負担はHA当たり10,000円

森づくり交付金事業

元気にみんなで里山づくり

1

里山林整備事業
(ハード)

- 里山林(スギ・ヒノキ以外)
- (1) 放置林整備
 - (2) 松くい虫被害跡地整備
 - (3) 竹林対策
 - (4) 有害獣緩衝地帯(バッファゾーン)整備

(補助率)

北広島町
事業費の9/10以内

安芸太田町
事業費の10/10以内

手入れ不十分な里山林等、生活環境や景観などに支障がある天然林を整備
松くい虫被害跡地や竹林対策・有害獣被害防止の緩衝地帯整備も対象

みんなが集う場をぬくもりが味わえる木材で整備
公的空間への間伐材使用製品の設置

2

間伐材利用促進事業

- : 公共的空間
- : 町内産の間伐材で整備

地域の創意工夫で行う、里山公園整備や緑化活動を応援
森林での体験・交流もしっかり応援

3

交流・協働事業
(ソフト)

- : 里山を舞台に地域団体・NPO等
- : 森林(公園)整備、緑化、林業
- 森林体験活動

三本柱

1
里山再生

森づくり交付金事業

2
間伐材利用

3
交流・協働

共通事項 町と所有者で、20年間の皆伐・山以外の転用制限を盛り込んだ協定を締結します。

第 18 回総代会終わる

去る 3 月 15 日（土）安芸太田町メイプルホールにおいて総代各位の出席を得て総代会を開催しました。

平成 19 年度は、組合の保有する資産について「資産査定要領」に基づき、資産査定を実施し、資産を 4 分類に仕分けし、不良債権（回収見込みのないもの、あるいは長期にわたって回収ができていない物等）の見直しを実施しました。

「団地化」、および「長期施業委託契約」等組合員各位には、いろいろとご協力を賜り誠にありがとうございました。

林業を取り巻く環境は大変厳しいものがありますが、「ひろしまの森づくり事業」、「低コスト化林業」等を積極的に取り入れて事業を展開していく所存であります。

今年度から、森林施業実施のため「森林プラン」を組合員に提示して理解を求めて、事業の掘り起こしを行いたいと思います。

<情報提供>

広島県内の杉など国産材の積極的な有効活用を図るため丸太集・出荷から製材まで一体となった事業拠点を北広島町の県営大朝工業団地に整備されることになりました。

これまで活用されていなかった曲材や低質材を含め、県内一円の木材を対象としており国産材を取り巻く環境は新たな展開へ動き出しました。

このため、木材生産に関わる関係者が連携し、木材の安定供給できる体制を整備する必要があると思います



<編集後記>

林業を取り巻く諸情勢は誠に厳しい時ですが森林の公益性を守ると共に組合事業の推進と、機会あるごとに、組合員の皆様に情報の提供させていただくつもりでございますので、よろしくお願いいたします

代表理事専務 佐々木 徹

問合せ先一覧

太田川森林組合本所

〒731-3664 安芸太田町大字上殿261 TEL0826-28-2244 FAX 0826-28-2041
e-mail otagawa@mocha.ocn.ne.jp

太田川森林組合加計事業所

〒731-3501 安芸太田町大字加計 3274-1 TEL0826-22-0100 FAX 0826-22-0182
(営業時間 午前 9 時より午後 4 時まで)

太田川森林組合芸北工場

〒731-2323 北広島町川小田 311 TEL0826-35-0572 FAX 0826-35-0484

太田川森林組合温井工場

〒731-3501 安芸太田町大字加計 4568 TEL0826-22-1559 FAX 0826-22-1559